

募 集

コンペティション方式により、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターの自動販売機設置業者を選定するので、次のとおり募集します。

平成30年10月4日

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会
会長 浅井 俊彦

1 業務内容

(1) 設置自動販売機の種類及び設置期間

清涼飲料水自動販売機（館外設置：缶、ペットボトル 1台 館内設置：カップ式 1台）

平成30年10月31日までのいずれかの日から平成33年3月31日まで

(2) 設置場所及び設置台数等

設置場所 鳥取市福部町湯山2164-971 鳥取砂丘ビジターセンター

台 数 館外：1台 館内：1台

（幅1800mm 奥行き800mm程度 使用済み容器回収ボックスを含む）

2 参加資格

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (2) 鳥取県と災害応援協定を締結していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 平成30年9月12日（水）から同年10月12日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、所得税（個人事業者の場合）、鳥取県の県税、その他税金の滞納がないこと。

3 コンペティションへの参加方法

このコンペティションに参加する者は、「自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書」により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

なお、館内、館外別々に応募すること。両方又はどちらか一方のみの応募も可能とする。

また、「自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書」は、平成30年10月 日（ ）以降、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターへ電話連絡し、入手すること。

4 提案書等の提出方法

(1) 提出期限

平成30年10月4日（木）から同年10月12日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、受け付けるものとする。

また、送付による場合は、平成30年10月12日（金）午後5時までに必着すること。

(2) 提出場所及び問合せ先

〒689-0105 鳥取市福部町湯山2164-971

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会

電 話：０８５７－２２－００２１

ファクシミリ：０８５７－５１－１０３８

(3) 質問の受付

ア 質問がある場合は、平成３０年１０月９日（火）まで受け付けるので、文書で提出すること。（ファクシミリも可）

イ 質問への回答は、平成３０年１０月１０日（水）の午後５時までに山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターにおいて公表する。

5 審査及び契約の締結

提出された提案書を、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会の会員等で構成する審査委員会において書面審査し、館外、館内ごとに最も優れた提案書を提出した１業者と自動販売機設置契約の締結を行う。

なお、応募者が１者の場合、審査会を開催しない場合がある。

審査会の開催予定日：平成３０年１０月１５日（月）

6 契約保証金 免除

7 暴力団排除

設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に協議会が契約を解除するときは、設置者は違約金として貸付料年額の１０分の１に相当する金額を協議会に支払わなければならない。

また、設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 その他

(1) 提案書の無効

２の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書

1 業務内容

(1) 設置自動販売機の種類及び設置期間

清涼飲料水自動販売機（缶、ペットボトル）

平成30年10月31日までのいずれかの日から平成33年3月31日まで

(2) 設置場所及び設置台数等

設置場所 鳥取市福部町湯山2164-971 鳥取砂丘ビジターセンター

台数 館外：1台 館内：1台

（幅1800mm 奥行き800mm程度 使用済み容器回収ボックスを含む）

2 自動販売機設置に伴う必要経費（電気代及び場所代）

自動販売機設置業者が負担する経費はない。

3 コンペティションの参加資格

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (2) 鳥取県と災害応援協定を締結していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 平成30年9月12日（水）から同年10月12日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、所得税（個人事業者の場合）、鳥取県の県税、その他税金の滞納がないこと。

4 提案書等提出書類

(1) 提案書

別紙様式第1号により作成すること。

なお、提案書は館内と館外で別々に作成すること。

また、両方又はどちらか一方のみの応募も可能とする。

(2) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(3) 納税証明書

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

(4) その他、設置自動販売機のパンフレット等

5 提案書等の提出方法

4に定める提案書等を（１）の期間内に（２）の場所に提出すること。

（１）提出期間

平成30年10月4日から同年10月12日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

ただし、送付の場合は平成30年10月12日（金）午後5時までに必着すること。

（２）提出場所

〒689-0105 鳥取市福部町湯山2164-971

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会

電 話：0857-22-0021

ファクシミリ：0857-51-1038

6 審査方法及び審査結果の通知

提出された提案書を、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会の会員等で構成する審査委員会が審査し、館外、館内ごとに最も優れた提案書を提出した1業者を選定し自動販売機設置業者とする。

なお、審査結果は、5の（１）に定める期間の最終日から起算して14日以内に文書で参加者に通知する。

7 主な審査基準

- （１）売上げに対する協議会に支払う手数料の額
- （２）販売品目の種類及び金額
- （３）販売品の補充、ゴミの回収、故障時、緊急時等の対応体制
- （４）自動販売機の利便性、ユニバーサルデザイン等

8 契約の締結

6の審査により設置業者と決定した者は、審査結果の通知の日から10日以内に別紙様式第2号により契約を締結するので、その内容を熟知しておくこと。

9 本書に対する問い合わせ先

〒689-0105 鳥取市福部町湯山2164-971

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会

電 話：0857-22-0021

ファクシミリ：0857-51-1038

10 その他

- （１）今回設置する自動販売機は、設置者において直接管理することとし、苦情、釣り銭切れ等に迅速かつ適切に対応すること。
- （２）自動販売機設置に伴う空き缶等のゴミは、設置業者で回収し、及び処分すること。
- （３）販売する内容、品名については、需要に応じた対応を行い、内容の変更は協議会に届け出ること。
- （４）設置した自動販売機により、協議会又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償すること。
- （５）食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守すること。
- （６）提案書等提出書類は本コンペティションのみに使用するものであり、他の目的に使用することはない。
- （７）提案書等提出書類の返却は行わない。
- （８）提出期限後の書類の追加・修正は受け付けない。

別紙 様式第 1 号

提 案 書

平成 年 月 日

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会
会長 浅井 俊彦 様

提 案 者

住 所

名 称

代 表 者

印

自動販売機の設置について、以下のとおり関係書類を添えて提案いたします。

1 設置自動販売機の内容及び管理方法等

別紙 自動販売機の内容等に記載

2 緊急時の連絡先

3 県内自動販売機設置実績

4 添付書類

- (1) 会社の登記事項証明書（法人のみ）
- (2) 身分証明書の写し（個人のみ）
- (3) 納税証明書
- (4) 設置販売機のパフレット、設置付属品の概要
- (5) その他

5 本提案書に記載する事項に関する問い合わせ先（法人名等、担当者名、電話番号）

自動販売機設置契約書（案）

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジター管理運営協議会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により契約を締結する。

（総則）
第1条 甲は、甲の管理する山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター（以下、「ビジターセンター」という。）に乙が自動販売機を設置することに同意し、乙はこの契約の定めるところにより、設置に係る業務を誠実に履行するものとする。

（設置機種及び設置場所等）
第2条 自動販売機の種類及び設置場所等は、次のとおりとする。

鳥取市福部町湯山2164-971
ビジターセンター（屋内又は屋外）

種 類	設置場所	設置台数 (台)	設置面積 (㎡)
清涼飲料水自動販売機	ビジターセンター (屋内又は屋外)	1台	

（設置期間）
第3条 自動販売機の設置期間は、次のとおりとする。
平成30年10月〇〇日から平成33年3月31日まで

（契約保証金）
第4条 契約保証金は、免除とする。

（取扱手数料）
第5条 乙は、取扱手数料として自動販売機による売上額の〇〇パーセントを甲に支払うものとする。
2 乙は、前項に規定する取扱手数料を、毎月1日から末日までの間に係るものについて算出し、四半期ごとに、甲に支払うものとする。

（販売商品の種類）
第6条 乙は、販売するときは、あらかじめその種類及び金額を甲に通知し、その承認を受けなければならないものとし、その内容を変更するときも同様とする。

（ビジターセンターの使用等）
第7条 乙は、設置場所を善良な管理のもとに使用するとともに、自動販売機の設置により生じたゴミ等は乙において処分するものとする。ただし、処分に要する経費は、乙の負担とする。

（ビジターセンターへの出入り）
第8条 甲は、自動販売機への製品補充、代金回収、容器回収及び機器の保全補修のため、乙がその設置場所へ出入りすることを承認する。

(自動販売機の維持保全)

第9条 乙は、自動販売機の維持保全のため、付属品の取り替え、補修、き損箇所の修理等を行うとともに、その費用を負担する。

2 甲は、自動販売機の維持保全に努めて協力するものとする。

(自動販売機の管理)

第10条 乙は自動販売機を直接管理することとし、甲の承認を受けずに、この契約によって生じる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約書に定める業務を第三者に委託してはならない。

(苦情の処理)

第11条 設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、乙の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、設置した自動販売機により、甲又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかでない場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(改善の要求)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対してその改善を要求することができることとし、乙は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 販売商品の質、サービスの不良等により、業務が不適当であるとき。
- (2) 販売商品の種類が不適当であるとき。
- (3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が前条の要求に従わないときは、契約を解除することができる。

2 甲は、第7条に規定する行政財産使用許可を取り消したときは、契約を解除することができる。

3 甲又は乙は、相手方がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

(暴力団の排除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として貸付料年額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

(自動販売機の撤去)

第16条 乙は、第3条に定める設置期間が終了したとき、又は契約を解除されたときは、直ちに自動販売機を撤去しなければならない。

2 甲は、乙が前項の撤去を行わないときは、乙に代わり自動販売機を撤去処分することができるものとする。ただし、撤去処分に要する経費は乙の負担とする。

(その他)

第17条 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法令を遵守するとともに、本契約に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年〇月〇〇日

甲 鳥取県鳥取市福部町湯山2164-971
山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会
会長 浅井 俊彦

乙 鳥取県〇〇市〇〇番地
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇